

運用4（農道整備事業）

第1 趣旨

農業の振興を図る地域において、農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するため、農道整備事業を実施するものとする。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用4の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用4第1から第3までの規定及び附則は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第1の1(1)の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第1の1 (1)	都道府県道	沖縄県内の区域にある 県道
第1の2 (2)	（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む）を含む。）をいう。以下同じ。）又は半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙においては「振興山村等」という。）に限る。）	（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む）を含む。）をいう。以下同じ。）に限る。）
第2の2 (3)	地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長を經由して農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長

第3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和50年4月30日付50構改D第307号農林水産事務次官依命通知）第1から第6までの規定及び別記は、本事業において準用す

る。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農道整備事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第4 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成24年4月6日付け23農振第2593号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙26（農道整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成24年以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 1により移行された地区については、なお従前の例による。